

環境にやさしい農業推進事業費補助金実施要領

第1 趣旨

農業の自然循環機能を増進し、環境への対応を強化することで、持続可能な農林水産業を推進するため、有機農業に取り組む農業者等を支援し、安全で良質な農産物の普及・産地拡大を図る。あわせて、事業実施年度から5年以内に、国庫事業である環境保全型農業直接支払交付金の取組への移行を目指す。

第2 補助事業者

- 1 新規育成事業、施設整備事業の補助事業者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - (1) 岡山市内の2戸以上の認定農業者、認定新規就農者、地域計画に「農業を担う者」として登録された者、または3戸以上の農業者で組織する営農集団
 - (2) 化学肥料、農薬の使用を慣行栽培より概ね3割以上軽減すること
- 2 持続可能な農業モデル地区支援事業の補助事業者は、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - (1) 岡山市内管轄の農業協同組合
 - (2) 岡山市内の5戸以上の農業者で組織する営農集団

第3 事業内容等

本事業の事業種目は次のとおりとし、補助対象、補助率及び補助限度額は、別表に定めるところとする。

- (1) 新規育成事業
有機JAS、GAP認証、ノウフクJASの認証の取得に要する経費を支援する。
- (2) 施設整備事業
有機農業を行うための施設、機械、土壌改良剤等の購入に要する経費を支援する。
- (3) 持続可能な農業モデル地区支援事業
化学肥料、化学農薬低減への実証実験に要する経費を支援する。

第4 事業の申請手続き

- 1 事業計画書の承認等
 - (1) 補助事業者は、事業計画書（様式第1号）を市長に提出するものとする。
 - (2) 市長は（1）により提出された事業計画書を審査し、適当であると認められる場合には、これを承認するものとする。
- 2 事業計画の変更
補助事業者は、事業計画を変更しようとするときは、1に準じて変更計画書（様式

第1号)を提出し、市長の承認を受けるものとする。

3 事業実績等の報告

補助事業者は、事業が完了したときは、事業報告書(様式第1号)を作成し、すみやかに市長へ提出するものとする。

第5 実施結果の報告

補助事業者は、当該年度の3月末日までに岡山市農場管理シート(様式第2号)を市長に提出するものとする。

なお、施設、機械の購入をした場合は、事業実施年度から3年間、又は国庫事業である環境保全型農業直接支払交付金の取組の実施前年度のいずれか早い方の年度まで、毎年度3月末日までに提出するものとする。

第6 財産の処分の制限

補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する財産について、その処分制限期間(原価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵大臣奨励第15号)に定める期間をいう。)内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3関係）

事業種目	補助対象	補助率及び 補助限度額
新規育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・有機栽培の認定申請に要する経費 ただし、次に掲げるすべての要件を満たすこと。 ①当該補助事業の完了報告書提出時点で認定のための申請を完了していること。 ②新規認定に係るもの。 ※交通費、宿泊費は除く 	<p style="text-align: center;">1/2</p> <p style="text-align: center;">限度額 100,000円</p>
施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業を行うための施設、機械、土壌改良剤等 農業生産資材の購入に要する経費 ※施設、機械については、新規導入であること。 ※施設は、資材費のみを対象とする。 ※施設、機械の購入については、受益農家1戸からの申請も可とする。 	<p style="text-align: center;">1/2</p> <p style="text-align: center;">限度額 1,000,000円</p>
持続可能な農業 モデル地区支援 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・化学肥料、化学農薬の低減を目的とした実証実験に要する経費 	<p style="text-align: center;">1/2</p> <p style="text-align: center;">限度額 1,000,000円</p>

注 同一取組について、他の補助事業との重複申請は認めない。